

知名町農業委員会平成31年度第6回定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	先間 秀明	11	森 由美子
2	田尻 博樹	12	川内 清弘
3		13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	中瀬 秀治
10	榮 米子	計	16名

4. 事務局職員
係長 田中 雅俊

5. 議事日程

- (1) 議案について

1. 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
 2. 議案第21号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

付 議 事 項

議長

先月の総会から本日までの会務報告をいたします。
8月22日 与論町にて令和元年度大島地区農業者年金合同会議に出席いたしました。
続いて、令和元年度鹿児島県農業者年金協議会大島地区支部総会がありました。
どこの委員会も新規加入には非常に苦労しているみたいで、平成29年度奄美地区で9名、平成30年度に9名という報告を聞いております。
会務報告は以上で終わります。
これより議題事項に入ります。
日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、11番森委員、12番川内委員を指名いたします。
尚、本日の会議書記は事務局職員の田中係長を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
それでは、日程第2の議題事項に入ります。
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

- 1-1 瀬利覚ナベ田〇〇畑5,835㎡未整備〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。
- 2-1 大津勘源手名〇〇畑601㎡基盤整備済み〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。
- 3-1 徳時内蔵仁〇〇畑794.42㎡を含む計5筆5,508㎡未整備〇〇さんから〇〇さんへ売買、全筆〇〇万円です。
- 4-1 正名稚牧〇〇畑6,634㎡基盤整備済み〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。
- 5-1 正名屋武須磨〇〇畑2,135㎡基盤整備済みを含む計2筆3,137㎡〇〇さんから〇〇さんへ売買、全筆〇〇万円です。
- 6-1 正名帯野〇〇畑793㎡基盤整備済み〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。

議長

はい。それでは地区担当委員より、1番から順次説明をお願いいたします。

18番委員

譲渡人と譲受人は知人です。面積は5,835㎡ありますが畑としては3反程です。現在バレイシヨのロータリーをかけたあとです。機械等も全て揃っています。よろしくお願いします。

議長

はい。次2番をお願いします。

5番委員 2-1 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はサトウキビをたくさん作っていて、機械も全部揃っています。よろしくお願いします。
3-1 譲渡人と譲受人は知人です。5筆の内3筆は1枚になっていて使われている状態です。これは現在〇〇さんへ貸しているということを本人が言ってました。1筆の畑は、まだ草が生えている状態です。1筆の畑は海に面していてほとんど岩だらけで畑としては使えません。農機具類は友人から借りている状態です。審議よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。次、4,5,6番お願いします。

7番 4-1 譲渡人と譲受人は知人です。現在サトウキビが植えられています。譲受人はまだ機械類が少なく親や叔父の機械を借りて当分するという事です。
5-1 譲渡人と譲受人は知人です。2筆共にサトウキビが植えられています。
6-1 譲渡人と譲受人は知人です。現在サトウキビが植えられています。
5番6番の譲受人は一緒に、5-2の畑と6-1の畑は隣同士で、6-1は面積は小さいですがサトウキビが植えてます。機械類も全て揃っていますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
ただ今の議案第20号について何かご質問ございますでしょうか。

12番 議長

議長 はい。どうぞ。

12番 3番の譲受人は、何の作物を作っているんですか。

5番 バレイショを機械を借りて作っているということです。

12番 認定農家なのか、作物は何を中心に作っているのか、そこまでお願いします。

5番 2-1譲受人は、認定農家で主にサトウキビを作っています。

議長 他にないでしょうか。

2番 3番ですが、今畑をしているのですか。

5番 今年は、畑を敷いてバレイショを植えるということです。

12番 基本的にしていない人は3条は受け付けできないのでは、その部分がどうなのか皆さんの意見が聞きたいです。

議長 3条関係詳しい方いらっしゃいますか。

事務局 農家登録はされていますので。

2番 畑として本人が使うのであれば、許可出してもいいですが、そこがうやむやであればこれからも許可は出せませんよ、という話をする。

議長 他に意見ないでしょうか。
今回保留にして再度、話されますか。

5番 再度確認して、本人がするように話を勧めます。

事務局 3-1は、登記簿上は宅地ですが、現況は畑なので農地法3条の許可が必要ということで出てます

議長 3条許可が出せる条件が整うことを確認できるまでは、保留にするということで採決を取りましようか。

(はい)

議長 3番については、保留にするということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議長 挙手多数ですので、保留ということにしたいと思います。
他に質問はないでしょうか。
今の3番以外原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議長 はい。賛成多数ですので、許可することといたします。
次に議案第21号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1-1 瀬利覚長竿〇〇基盤整備済み1,293㎡を含む計2筆2,524㎡につきまして、貸人〇〇さん農業廃止により借人〇〇さん経営面積11,422㎡賃貸借、令和元年10月1日から5年間の新規設定です。
2-1 黒貫名窪〇〇基盤整備済み704㎡を含む計2筆3,098㎡につきまして、貸人〇〇さん農業廃止により借人〇〇さん経営面積61,548㎡賃貸借、令和元年10月1日から10年間の新規設定です。
3-1 黒貫永井〇〇未整備3,272㎡を含む計3筆7,036㎡につきまして、貸人〇〇さん農業廃止により借人〇〇さん経営面積61,548㎡賃貸借、令和元年10月1日から5年間の再設定です。
4-1 竿津與比増〇〇未整備3,824㎡を含む計6筆18,776㎡につきまして、貸人〇〇さん経営移譲により借人〇〇さん経営面積26,728㎡使用賃貸借、令和元年10月1日から10年間の再設定です。
5-1 下城塩道〇〇未整備4,464㎡、貸人〇〇さん規模縮小により借人〇〇さん経営面積173,267㎡賃貸借、令和元年10月1日から5年間の新規設定です。

議長 それでは、地区担当委員の説明を、1番からお願いします。

1番 (議長) 貸人と借人は知人です。借人は認定農業者で、地区の中心経営体の一員でもあります。サトウキビを主として生産しております。必要な機械類は全て揃っております。今回借りる畑もサトウキビを植えてあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長 次2番、お願いします。

17番 2番と3番説明します。
2番の貸人と借人は知人です。3番の貸人とも知人関係です。借人はバレイショの専業農家で認定農業者でもあります。機械等は揃っております。ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。次4番、お願いします。

1番 (議長) 貸人と借人は親子です。借人は退職後、農業専業で頑張っています。機械類も親のものを引き継いで揃っております。作物は2筆はサトウキビ、他はバレイショを植える予定です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 次5番、お願いします。

10番 貸人と借人は知人です。借人は認定農業者であり、サトウキビの専業農家としてハーベスターを使って頑張っています。現地は夏植えがしてありました。機械等も全て揃っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
ただ今の議案第21号に関してご質問ございますでしょうか。

議長 それでは、ないようでしたら議案第21号について採決をとりたいと思います。
議案第21号に対して原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。
本日の議題事項は全て終了ですけど、他に何かございますか。

事務局 全国農業新聞購読推進について、第1回締切が10月24日となっています。
次回総会は10月24日午前8時30分からです。